

令和6年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月8日（金曜日）

10時00分開議

12時34分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	藤崎源彦
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	野村安夫	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	谷脇昭仁
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	片岡博	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	大原正人

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

日程に入る前に、執行部から、5日初日の町長行政報告内容の訂正を行いたいということでございます。古味町長。

○町長 おはようございます。行政報告の訂正をいたします。

私の行政報告の中で、3月11日から19日まで保健師1名を金沢市へ派遣すると報告しましたが、支援業務が変更になり、町民課職員1名を派遣することとなりましたので、訂正いたします。

○議長 それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。

議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。

議案第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。

議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。

議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。

議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。

議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 それでは、議案第15号でご質問いたします。

これは仁淀川観光センターということで出ておりますが、観光センターというのはどこを指しておるんですか。お伺いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 ご質問にお答えいたします。

仁淀川観光センターとは、現在、秋葉の宿で田舎生活株式会社が運営しております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 これは、今、秋葉の宿と言いましたね。今、観光センターというのは実際ないわけだね。と思うんです。観光センターは、今、指定管理ということでやっているわけです。この議案書の内容と、若干、名称が違い、そしてまた条例に宿泊料を上げる、これは条例

に出さないかと思うんですが、お伺いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

秋葉の宿というのは、仁淀川町観光センター等の設置及び管理に関する条例で規定されている中での通称という取扱いでございます。補足するならば、観光センター等というのが、仁淀川町観光センターであるとか、森ノ越運動広場、茅葺施設等がございます。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、平たく言えば、指定管理というふうに私は思うんです。今、指定管理の問題でいろいろ問題を取り上げられております。だから、指定管理の扱いについて、私は分からない。本来なら指定管理だったらそういうことをしなきゃならないんだろうと思うんです。この分から来たら。今回は、こういうことで条例に書かれているということは、指定管理については、やっぱり町が管理をしていくと、こういうことになりはせんかなと、この質問だけです。ええとか悪いとか言いません。そういうふうな私は解釈をしております。間違いですか。答弁を。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

指定管理ということで、そこでの収入については指定管理業者の収入として取り扱えるという規定もございますので、その中での対応でございます。そして、この値上げ等につきましては、電気代の高騰であるとか、維持費の高騰というものがございまして、なかなか収益を上げるのが難しいということで、上限額の引上げということでございます。

以上です。

○議長 ほかに。若藤議員。

○8番 関連してお伺いをいたします。町長、この観光センターというのは、岡田議員が言うたように、一括してあそこは観光センターというて我々思いゆうけど、そうじゃなしに条例はこういうふうな条例になっておりますよと。その中で、秋葉の宿は秋葉の宿で、旧観光センターの経営は秋葉の宿になっておる。文化的なその中に入っているという説明をしてもらわんと、今言うような総務課長の説明では分かりにくいき、条例がこういうふうになっております。しかし、秋葉の宿はこういうことですよという説明をしてください。そうせんと分からん。

○議長 古味町長。

○町長 答えいたします。

観光センター等というのは、先ほども言いましたけれど、建物、それからグラウンド、それから、その下の茅葺等、一帯を観光センター等というようなことで規定をしておりますが、秋葉の宿というのは、宿泊施設、そしてレストラン、あの施設を秋葉の宿と通称で呼んでおります。そういうことです。

○議長 竹本議員。

○7番 この議案の提案理由に、物価高騰によりとあるんですが、このような類似施設はほかにもあります。ゆの森、安居溪谷、しもなの郷、そこの引上げはどのように考えていますか。ここだけ今回やるというのは、ちょっと疑問に感じたんで。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 まず、ゆの森のことについてお答えします。

ゆの森につきましては、数年前に基準額と申しますか、限度額は引き上げておまして、今ご質問の件につきましては、その範囲内でやれるという判断で、今現在、その限度額まで宿泊料が至っていない中でやれておまして、そういうご相談もゆの森さんからは現在はありません。

以上です。

○議長 片岡仁淀総合支所長。

○片岡仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 ご質問にお答えいたします。

今現在、すぐに価格を上げるという形ではなくて、この範囲内で上げる予定でございますが、今一番思案しているのは、盆正月に特別料金が設定できないかということで思案して、この上限額を上げる案を出しております。

以上です。

○議長 大原池川総合支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 竹本議員のご質問にお答えをいたします。

宝来荘のほうは、一度議会のほうでもご指摘を頂いておまして、現在、検討を重ねておりますが、まだ結論に至っておりません。なるべく早い判断を下したいと思っております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 提案理由に物価高騰によりとなっているもので、今、物価高騰になって、人件費も上がり、どこもやりにくいのは同じだと思うんです。だから、いろいろある施設の中で、

1か所だけこういう形で提案してくるのはどうかなということであり、そこら辺は、各施設の管理者とよく協議をして、ゆの森のように今のところ上げる必要はないというところもあれば、そうでないところもありますので、ひとつそこを検討してほしいというふうに思います。

以上です。

○議長 竹本副町長。

○副町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃられますように現在限度額まで達していない施設もございますので、ほかの施設も確認をいたしまして、協議の上で、引き上げるべきは引き上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終結します。

議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。

議案第17号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 補正予算書30ページの調査委託料660万円について質問します。2月議会で吾川中学校跡地の地質という話が議会でも出て、提言書でも安全性が確保されれば、吾川中学校が望ましいという話でしたが、軟弱地盤等あっても問題があったとしても、地盤改良などして安全性を確保して移設するつもりで考えていますか。どうでしょうか。お答えをお願いします。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 藤原議員の質問にお答えさせていただきます。

地質調査により建設ができないという結果が出た場合は、他の場所を検討するが必要かと思いますが、そうでない場合は、補強等くいを打つなどして、地盤改良を行い、建設を行いたいと考えております。なぜそうかといいますと、旧吾川中学校を候補地としました経緯として、昨年度実施しました学校再編の保護者のアンケートで、小学校、中学校とも再編が必要であるとの回答が61.6%、半数以上を占めておりまして、さらに、再編の形と

して、小学校1校、中学校1校、小中一貫校を希望された方が一番多いということでした。このアンケートの結果に基づいて、小中一貫校を建築するとしたところでございます。それで学校再編検討委員会では、場所としては、通学距離を考慮すると一番最短であります、ちょうど真ん中であります旧吾川中学校の場所が望ましいという結果でもありましたので、候補地として考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑。竹本文直君。

○7番 28ページ、7款の土木費の2目の道路新設改良費が8,400万余りの減額になっていきます。ほんで、14節の工事請負費が7,080万減額になっているんですが、大変大きな金額だというふうに思います。なぜこれだけの減額になったのかということをお聞きしたいと思います。その要因を説明してください。

そして、先ほど藤原議員からも出ました、教育費のボーリング調査660万ですけれども、先日の全員協議会において、今の教育委員会の計画については、今の議会の任期中は可決される見通しがなくなったというふうに私は理解しております。調査はしなくてはなりません、調査をする必要はありますが、今急いでやる必要はないのではないか、そういう感じはあります。将来、もっと学校編成について計画を煮詰め、議会の同意が得られるという見込みが立つまで、やる必要はないんじゃないかなというふうに思います。今回、取り下げませんか。よろしくお願いします。

○議長 執行部、神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えいたします。

7,080万の減額は、地方創生整備推進事業1,300万と道路メンテナンス事業5,780万ですが、それぞれ理由というのは難しいんですが、交付金の交付率が80%ぐらいに減額された結果、事業費の減額をしております。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員の質問にお答えさせていただきます。

今議員の任期中は難しいというようなご意見がございました。ただ、今、結果が出て、もし、今無理だとは思いますが、もし、承認ということを受けても、これがまだ6年、令和12年度開校というような大分まだ先の話なんです。また、これがさらに延びていくようやったら、今現在の保護者の方が、その結果がまだ先となると、町外へ出ていくよう

な懸念もありますし、実際そういった話も聞いておりますので、できるだけ早く結果を出して、何年後には新たな学校ができるというようなことを町としては示していきたいというふうに考えておりますし、今の保護者も、アンケート結果からも分かるように、学校の統合を期待しております。そういう方が多いわけですので、町としてはできる限り、それを粛々と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 土木費の関係ですけれども、先日の新聞記事によると、これだけ減額されているのは、国の交付金の見込みが立たなかったというふうな書き方をされておりました。となると、やっぱり予算編成のときに吟味をして、本当に交付金が得られるのかどうかという精査をして、予算計上されたのかという疑問も出てきます。どう言ったらいいですか、言葉が出てきませんが、やっぱりこれも一緒に、見込みはないけれども入れておけというふうなことではいけないんじゃないかな。これから非常に予算編成が厳しい時代になってくるときに、もしそういうことがあれば、非常にこれは問題になるんじゃないかなというふうに思います。

それから、委員会のボーリング調査の件ですけれども、今、教育長が答弁されたように、町民は、保護者のアンケートでは6割が統合を望んでいる。ただ、その中身を詳しく見ると、小中一貫校は20数%、2割ちょっとであります。そういう結果にもかかわらず、今の教育長の答弁を聞くと、もうここでやり切るんだと。それが町民から見れば、もう決めてしまっておいて、後から説明してもらっても困るよという感情になってくるんだというふうに思います。この間の全員協議会の結果を踏まえて、ちょっと落ち着いてやっても、そうそう遅くはない。残念ながら、あと2年弱は、この学校統合の案件が出てきても可決される見込みがない。もっと町民の人の本心というかを、大体の意見は、これだけ人口が減れば、学校統合、もう致し方ないかもしれないねと。ただ、何でそんなに急ぐのと。町長は、財政状況が非常に厳しくなる、予算編成も大変になると、いつも言いゆうみたいなけど、何で大金をかけて、大きな建物を建てないかんのと。今ある施設をうまく利用して、もし統合するにしてもできるんじゃないのという大きな疑問を持っております。そこから辺を踏まえて、ひとつ検討してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、神岡建設課長。

○神岡建設課長 ご質問にお答えいたします。

竹本議員の言われたように、今までは申請額の100%を組んでおりました。交付率が100%来ることはなかなか難しいと思いますので、来年度から予算編成時に財政のほうと協議しまして、決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

まず、経費的なことを言うのもなんですけども、まず、小中一貫校とした場合に、今後のランニングコストを考えた場合には、かなりの経費削減にはなってきます。その中で、経費削減になった部分をさらに手厚い教育のほうに回すことも可能ですし、今、急いでといますか、今やらないと7年後、もっとこれから先には資材高騰も、これからひよつとしたらまた災害等もあればさらに伸びていく可能性は十分に考えられますので、できるだけ早く決断をしないといけないと思っております。今後も議会とも協議はさせていただきたいと思っておりますけども、私たちは精いっぱい、これは喫緊の課題だと思っておりますし、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今の教育長の答弁に対しまして、ちょっと疑問があるので、お伺いをいたします。それと、昨日の新聞ですか、町長の行政報告の中で、とにかく小中一貫校しかない、というふうな所信表明が出ておりました。教育長の所信表明では、1案と2案というものがあつたという報告がありました。しかし、その2案というものは全然表に出てきてない。町長の行政報告を高知新聞だけが取り上げているから、住民がみんな、これはもう決まったんだな、小中一貫校やなど、そういうふうな印象を持っておりますから、これは最終的に、竹本議員が言われたように、教育長もさっきの答弁をうんと気をつけてやらんといかんのは、全員協議会がどんな結果だったかということ踏まえて進めんと、これ進まんですよ。慌てる気持ちも分かるけど、そうじゃなしに、今の議員がどういうふう考えているか、統合問題はということで、なにしてみたら、教育長の言われた第2案、まず、長者小学校と別府小学校が統合させて、別府へ持ってくると。中学校は今、吾川と池川のやつで、池川へ置いておく。中学校だけを統合してここへという案が、恐らく今の現状で決まりますよ、議会は。そのことを踏まえて進めんと、ほいで町長の所信表明も今言う、ああ

いうふうなことで、小中一貫校これしかないというようなことになってきて、それだけだったら、住民がうんと最後に迷いますよ。そういうことを気をつけて進めてください。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

まず、統合は、今の考えている学校再編につきましては、2段階になっておりまして、まずは別府小学校、長者小学校の統合を急ぐということで、それをできれば早ければ令和7年度には統合をさせたいというふうに考えております。今後粛々と予算のほうを計上させていただいてまずは、第1段階がそれを進めていきます。

それで、それをやっていく間に、その次の段階の小中一貫校、長者と別府が統合しても、どうしても複式にはなってしまいますので、将来のことを考えて今から準備をして、将来7年後、8年後になるか分かりませんが、そこを目指して進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 今、小学校のことだけ言いましたが、中学校はどうしますか。この土地が合格したら、その点は、早めに統合しちよったほうがましじゃないですか。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 そうはしたいんですが、ただ、建設となりますと、中学校だけを先に建てて、小学校を後からまた建てるとなれば、かなりの経費が余分にかかってきます。ですので、建てるときは、小中一体となった箱物を建てたいと考えておりますので、なかなか中学校だけの先の統合というのは難しいです。そういった場所があればですけど、なかなか難しいです。もし、それをやるとなれば、今でしたら使える仁淀か池川かというところにはなりますけれども、なかなかそこまでの、段階的にそれをするに対して、住民の方が納得してくださるかというのはちょっと疑問なところもありまして、しばらくは、吾川中学校に建てるということを前提に時間がかかってしまうというような状況です。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 皆さんの、今話を聞いたときに、若藤議員からも中学校は大崎だと。そしてまた、副議長のほうからも。という話があったんです。だから今、今回、この660万の予算を組

まないかん。いずれにしても、ここのボーリングはせないかんというのは前提なんだろうんです。ですから、私は今回の議案の予算については、そしてまた、長い将来、また今合併の話が出て、7年、8年かかる。こういう状態を見たときに、中学校でも少しでも早くやりたい。中学校だけではお金がかかる。だから、ボーリングをしないと。私は今執行部に出している予算については賛成であります。粛々と前へ進めてもらいたい。

以上です。

○議長 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 これで議案第17号の質疑を終結します。

議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。

議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 企画総務費1,893万4,000円、当初予算の中の企画総務費に関連した質問をしたいと思います。3日前の全員協議会の質問の中で、同僚議員が、ツボイ地区への延長はできないかと質問があり、執行部の答弁では、できないということでした。令和6年度全工事費の予算の内訳、並びに、できれば坂本からツボイまでの概算予算、どのくらいになるの

か教えていただきたいと思います。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 お答えします。

まず、関連工事費でございますけれども、計上しているのは市町村負担の金額でございます。それ以外に工事費に当たっては国庫補助がございまして、これが約860万になります。で、その工事のほうができて、それからNTTがまた別途、工事負担する金額が2,680万というふうにお伺いしております。これが今回の工事に係る全体経費という形になります。

それから、坂本からツボイまでというお話なんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、この件に関しましては、つまるところNTTという業者さんの営業に関わりますので、採算が取れるところでないと、前向きな答えが頂けないということがここ数年ずっと続いております。その中で毎年お願いをしていく中で、今回、NTT側から、前向きにお話を頂いたということで予算計上させていただいておることもございまして、それ以外の地区については、今現在はちょっと考えられないというような状況でございます。大変申し訳ございません。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 光ファイバーは、ツボイ地区の7軒のうち5軒の家庭が必要と考えられます。また、最近、町に贈与された建物に1,000万の改築費用が予算化されています。交流の場として考えるのであれば、この建物よりも、光ファイバーの恩恵があれば利用価値が高まると考えられます。町としても、国のデジタル化推進事業を有効に活用して、何とかならないか、お聞きします。

○議長 荒木課長。

○荒木企画振興課長 お答えします。

私もそういったことになればいいなとは思いますが、実際、建築費についてもそうなんですけれども、やはり維持管理費というのがかなり膨大になるというふうにお伺いしておりますので、そういった面で、予算の概要説明のときにも述べましたけれども、そういう地方の山間部のエリア的にちょっと形状が取れないという部分について、国の補助があるというお話が以前ございました。それが昨年7月ぐらいをめどに答申が出るというようなお話でずっと聞いていたんですけれども、そのことについても、一切それ以降、何もお話もないような状況も続いてございまして、充てられる財源がございませんので、N

TT側も、私どもの事情はよく分かっているとは思いますが、なかなか前に進めないというような状況が続いております。申し訳ございません。

○議長 野村安夫君。

○9番 二、三日前に、NHKの午後7時前のこうちいちばんの放送の中で、高知市の鏡川河口付近の下知地区の住民が、南海トラフ大地震が発生し、津波で家が崩壊したら、2次避難先として、仁淀川町の長者の泉地区に避難するとテレビ放送がありました。ツボイ地区も、空気、水、食料、人間性、どれを取っても素晴らしいです。避難先、移住先、最適と考えますので、キクラゲ経営、畜産、トマト業、レストラン宿泊業、林業の未来に、投資をしてください。最後に、町長、ご答弁をよろしく。

○議長 古味町長。

○町長 高知市から避難所として泉川地区と、それから大崎の体育館のほうを高知市のほうから要請があつて、避難所ということで文書も交わしておりますが、そういったことで高知市から要請があつて、このような形を取っておりますので、こちらからどうぞというのもどうかとは思いますが、せっかくああいう交流ができるような施設もありますので、そういう施設は、今後、交流ができるような状態で、どんどん活用していきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 2件質問します。

まず55ページ、役務費・手数料116万1,000円のは、令和6年10月から手数料が必要と聞いています。支払いをまとめる等対策を考えていますか。近年の振込件数の推移等を分かる範囲で説明してもらいたいです。

2点目、76ページ、高吾北広域特別負担金7,911万2,000円について、2月議会の全員協議会にて、特別養護老人ホームの赤字補填に係る負担金の説明を受けました。その際、もみじ荘を廃止と聞いていますが、老人ホームを町単独での運営とすることは考えませんか。来年度以降の赤字解消について何か聞いていることがあれば、協議をお願いしたいです。

○議長 執行部、答弁。片岡会計管理者兼出納室長。

○片岡会計管理者兼出納室長 藤原大議員の最初のほうの質問に対してお答えいたします。

議員お見込みのとおり、令和6年10月から振込手数料が必要になります。これまで指定金融機関の農協が無料で行ってくれていた総合振込のなどの手数料が、令和6年10月から、社団法人全国銀行資金決済ネットワークにおいて、地方公共団体の公金振込が有料化され

ることに伴い、町でも振込手数料の支払いが必要となってきます。これは全県下統一的な処置で、仁淀川町だけ無料というのは当然無理なことのようにです。

まとめて払う等の対策の件ですけれども、以前から、集中管理特別会計を利用して、まとめられる分はまとめて払うようにしてきております。また、それ以外にも、まとめられる伝票はまとめるように工夫して、これからも工夫して手数料を減らせるようにしていきたいと考えております。令和6年度予算には、6か月分として1万件程度を見込んでおりました、議員ご指摘の116万1,000円には、各機関への残高証明や大量硬貨両替の手数料なども含まれております。また、小さなことですが、振込手数料、その単価ですが、これが基本1件税込み110円ですが、これを総合振込なんかで振込をしようとして、振込相手先の口座情報が間違っていたら、組戻し手数料というのが660円かかってきます。厳重にチェックをしまして、こういう無駄な経費を減らしていくことも重要なことと考えております。

振込件数ですが、現在、総合振込は毎週1回水曜日に行っておりまして、時期にもよりますが、多いときで500件、少ないときで90件ぐらいとなっております、年間で合わせて1万5,000件弱となっております。町内には、財力が乏しくて、資金繰りがなかなか厳しいという業者さんもいらっしゃいますことから、総合振込の毎週1回というのは減らさないで行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長 谷脇医療保険課長。

○谷脇医療保険課長 ご質問にお答えします。

もみじ荘の町単独での運営は考えておりません。赤字解消につきましては、全員協議会で、竹本議員からのご質問でもお答えしましたが、広域は来年度以降、アドバイザーを活用した中長期の経営戦略を策定すると聞いております。

以上です。

○議長 ほかに。大野直孝君。

○5番 61ページですが、まちづくり推進事業費ですが、これ私のうろ覚えかもしれませんが、令和3年度に財源内訳として、全部一般財源やったんですが、今年、国・県支出金が3,823万4,000円ついておると。あるいは地方債が600万ついておるというようなことで、令和3年度と違うんですが、これはどこへついておるのかということですか、これのご説明をお願いしたいと。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 お答えします。

幾つかございます。主なものを申しますと、空き家対策として住家を改修して、10年借り上げて、お貸しするというような事業もございます。それから、例えば、小さな集落活性化事業費補助金ということで、県のほうから補助金を頂きまして、今、別枝地区で実施しております集落活動センターへ向けての取組ということにも、補助金を頂いております。それから、あとは地方債については、移住交流施設ということで山茶小屋さんに委託している分の財源ということに当たっております。そんなところでございます。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 当初予算ですけども、私は個別の案件ではなしに、全体的に質問をしたいと思います。今回、この議案書の中の業務委託費、運営委託費、そして補助金、交付金、負担金などを全部見てみました。非常に多額になっています。そして、年々増加していると思います。その反動で、投資的経費は少なくなっているんじゃないかなというふうにしております。委託料、補助金などは、新規事業を起こすときには既存事業を見直す必要がありやせんかということなんです。補助金なんかを詳しく見てみると、本当に今機能していると思われるようなものも入っています。金額的にはそう大きいものではないと思いますが、一つ一つを足していけば、結構な金額になってきます。この委託料、負担金、補助金の合計額は23億598万2,000円。私が見抜かりがあるかもしれませんが、それほど大きな違いではないと思います。これに職員の人件費、いわゆる必要経費を加えれば、70億の予算のうち、投資的経費に使える金額は非常に少なくなってくる。やっぱり既存事業を勇気を持って見直すことも必要だというふうに思いますが、町長はどのように考えておられますか。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 お答えいたします。

業務委託料とかが非常に高額になっているという話でございますが、電算の委託料、これが非常に最近高くなってきております。どうしても戸籍であるとか、それから、国から統一的な事務にするために改修してくださいとか、そういった事業も入ってきています。そういう国の指導から変更する委託については、一定、国のほうから補助金が入ってきます。そういうことから委託料も増えてきておると思います。

それで、6年度の当初予算を立てるに当たって、まず財源が全然足らなくて、査定のと

きに、約4億から5億カットしております。それで、その中で自分も、庁議のときにも、スクラップ・アンド・ビルドという考えを持って、新しい事業をやるときには既存の事業を捨てるというような考えの下、予算を組んでくださいということで予算立てをしていました。それと、予算が70億を超えてきたというようなことの1つの要因としては、人件費のアップ、これは特に会計年度職員の勤勉手当が発生するというで非常に高くなっております。

今後も、新しい事業をやるのであれば、古い事業といたしますか、なくす事業も考えていかなければ、予算が組めなくなるような状況だと思いますので、そこら辺は気をつけていきます。

○議長 竹本文直君。

○7番 業務委託料については、今町長の言われたように電算費が非常に大きいのは、分かります。

また、委託料、それから負担金については、本当に必要経費、義務的経費の部分が結構大きいので、なかなか減額は難しいと思うんですけども、委託料の中で、いろんな計画を立てるときに、ほとんど今はコンサルに委託していますよね。やっぱり、コンサルに委託すると、それは非常にきれいな計画が出てきますが、金太郎あめで、どこの自治体も固有名詞を変えただけみたいな計画になりかねないと思います。やっぱり本町の実情を理解した職員ができる限り立案をしていく、そういう努力をすることによって、この委託料も少しは減額できるんじゃないかなというふうに思います。

それから、補助金については、本当に今、有効に活用されているかということをしつかりと検証をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。特に総務費の委託料が3億4,000万、民生が2億7,000万、衛生はこれ非常に多くて、1億1,500万かということで、非常に偏っています。負担金、補助金については、総務費が1億3,100万、民生が4億8,500万ということで、非常に、農林水産も3億7,700万ということで、これはいろんな計画を立てるときに、ほとんどがコンサルへ出されているんじゃないかなというふうに思いますが、やっぱり町独自の色を出した計画を立てるとするならば、実情がよく分かった職員ができるだけ立案すべきだというふうに思います。

このたび、県が人口減少対策総合交付金をつくりました。それで、基礎的配分額については人口割から何からで、仁淀川町のは、今年は恐らく八百数十万だったというふうに理解していますが、加算部分については、各市町村の提案を上げてくださいよと。創意工

夫を凝らした、独創的な、全国の模範となるような提案があった場合は、5,000万と言わず、その上にまだ加算する可能性もありますということを計画書の中にかっちりと書いてあります。ここは、担当課長をはじめとした職員の腕の見せどころだというふうに私は思います。やっぱり上からこうせい、ああせいじゃなしに、自分らが考えて、この町はこういうふうにしていくんだということをやっているってほしい。

要望も含めて、お話ししてこれで質問を終わります。

○議長 執行部、総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、委託料の中で各種計画等の作成でございますが、なかなか幅広い分野、専門性も求められております。ただし、業者任せにするのではなくて、その仕様書の内容等を見ながら、業者に任せるところは任せる。町独自でやるところはやるというさび分けも必要になってきますし、また、再任用職員で得意分野の方とかもおられますので、そういった方の配置等を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長 荒木課長。

○荒木企画振興課長 先ほど人口減少対策のこと、ご質問が出ました。やはり企画振興課中心にやっていかなければいけない、当然思っておりますけれども、職員全体として、みんなの意見を集約した形で、意見を出していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 質問をさせていただきます。私は、削除することになりますけれども、一般質問を全部、答弁なしということで頂きました。そこで、今回、今、これ62ページですか。まちづくり推進事業、1目です。12節委託料、町民バス、スクールバスの委託料が載っております。今まで私は何度も質問の中で、ゴルフの会員権は要らんのではないか、あるいはまた、社長の生命保険は、社長自らやめても構わんから、削減すべきでないかということを書いてまいりました。ところが、全くそれがこの予算に反映されていないという1点。それと昨日、私の質問の中で、車庫の問題で、執行部の皆さんには行って、見てきてください。現状を見てください。そうしたら、総務課長のほうから、車庫はあそこ入れ替えをした、交換をしたと、こういう説明がありました。そういうようなことで、私は特に総務課でお伺いしたいと思っておりますけど、どこをどんなに変えたのか、車庫をどういうふうに変えたの

か。それはいつ変えたのか。その時点の説明をお願いします。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

車庫につきましては、昨日の答弁のとおり、入れ替えております。ダンプ等入っている部分につきましては大一林組所有ということでございます。

いつの時期かというのと、令和4年度末か、令和5年度かというのは記憶が定かでないんでお答えはできませんが、代替地は、事務所に近いほうの車庫ということでございます。詳細につきましては把握しておりませんが、事務所に近いところと、運転士が乗車するところに近いので、入れ替えたということを聞いております。

また、経費につきましては、債務負担行為で令和5年度に認められた範囲内の中で行っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 今、年度が令和4年か5年か、こういうことですが、昨日の話は、私が提示をした場所の中で、交換をしたと。林組のものとマネジメントを交換したと、こういうふうに理解している。だから、交換する理由は分かりますけども、私が昨日、さっき言ったところに入ってないよとこういうこと言ったら、交換した場所があると、こういうことですよ。だから今、税金を持っておりますけども、大体私はこういうところも全部見て回っています。ですから、どこの車庫と変えたのか。交換した場所、分かるでしょうから、答弁をお願いします。

関係ないかというお話がありました。しかし、私は今、これ予算に関係あるんですよ。昨日の町長の答弁には全然ない。どこがどうな、あるいは、昨日も申し上げましたけど、私、今ちょっと持ってないけども、数字を載せて、減価償却はどうですかと。あるいはどことどこがこうやってなっていますかということは、これ予算に関係あるから言っているんです。予算に関係なけりゃないでいいから、答弁ください。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

予算は、当該指定管理者と協議して、人件費とかその他必要経費、あと諸経費に消費税を加算した金額にて計上しておりますので、その中に、減価償却が幾らとか、そういった分は出てきません。

以上です。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 それは私も、ある程度は理解します。今まで言った質問の中で、私が言ったことについては何も反映されてない。これを言っても、予算に関係ないというようなことで、反映したら、これだけ減額したというのは1年に一遍は決算書を出さなきゃならない、審査をしなきゃならない義務がある。先ほどの計算間違いかもわかりませんが、今、仁淀観光センターなくなった。秋葉の宿になった。宿泊料まで議案に出さないかん。今の指定管理と同じじゃないかという私の理解ですよ。間違っているかもわかりませんが、そういう理解をしています。だから今、予算についても、今まで言ったことについて、ある程度削減がされることを、見直しをすれば、指摘をすれば削減をする。なければそれでいいでしょう。しかし、昨日も質問した中で、車庫はどこにあるよと。代替をしたと。答えができない、今も。今、どことどこ空いたのを、ここを変えていますよと言うたらいいです。

だから、それも今の予算の中での質問の中ですから、もう3回目やけども、これで言いませんが、いろんなものが出ていますよ。悪いけど、まだまだ出ますよ。今、燃料代も出ていますよ。これははっきり分かりませんが、うわさですよ。まだ出ていますよ。だから、もっと中身を精査して、今も竹本さんのほうから言いましたけど、財源的には厳しい。そして、この指定管理のバスについては、国の補助がないんです。町民の皆さんの税金なんです、この運営費は。だから、やっぱりもうちょっと精査をして、お互いに言うんじゃないくて、気がついたら直してもら、是正をしてもら。これが大事だと思うんです。今言うとおりに、昨日簡単なことを言いましたけれども、代替の車庫があるんだったらどこかと説明がつかん。私、現地、全部知っています。昨日言いましたけども、あそこの土地の中には、県の土地がある。建設省の土地があります。全部私は県へ行って調べています。だから、そういうことを聞いたかったけども、質問の答弁、質問から拒否をされましたけど、やっぱりある程度我々も仁淀川町のために、町民のために、やっていることを理解していただいて、これは議会議員の責務です。幾ら貸している、車庫がどこにある、土地が幾らじゃ分からんじゃ、議会議員の責務として、私は果たしてない。当然、言われたら、ここの土地はこうなんだというぐらい答弁はしてください。

終わります。

○議長 ほかに質疑はないですか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。
暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の審議を行います。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終結します。

議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

議案第27号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第27号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

これで質疑を終了といたします。

日程第2、これより討論・採決を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第3号、仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第4号、仁淀川町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第5号、仁淀川町簡易水道事業の設置等に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第6号、仁淀川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第7号、仁淀川町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第8号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第11号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第12号、仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第13号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第14号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第15号、仁淀川町観光センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第16号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第17号、令和5年度仁淀川町一般会計補正予算(第6号)については、原案どおり可決されました。

議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第18号、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第19号、仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第20号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第21号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第21号、令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第22号について討論はありませんか。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きました。議案第22号については、修正案を提出したいと思しますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いします。

○議長 ただいま、大野直孝議員より修正案が提出されました。

資料配付のため、暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、大野直孝君から、お配りした議案第22号、令和6年度仁淀川町一般会計予算案に対する修正の動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題として、提出者の説明を求めます。大野直孝君。

○5番 それでは、朗読させていただきます。

令和6年3月8日、仁淀川町議会議長、大野弘様。

提出者、仁淀川町議会議員、大野直孝。

令和6年度一般会計予算書（当初予算書）の修正議案。

上記の議案を下記のとおり、仁淀川町議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

第1条、令和6年度一般会計予算書（当初予算書）の62ページ、2款総務費、3目まちづくり推進事業費の額を3億7,677万4,000円とし、本年度一般財源の額を2億6,127万3,000円として、委託料（町民バス、スクールバス）、施設指定管理料1億141万6,000円を

1億41万6,000円とする。

第2条、令和6年度一般会計予算書（当初予算書）の140ページ、13款予備費の1目予備費の本年度の金額を3,100万円とし、比較100万円とし、一般財源を3,100万円、節を3,100万円、説明の予備費の額を3,100万円、13款合計の本年度を3,100万円とし、一般財源合計を3,100万円とする。

理由。執行部におかれましては、そもそも指定管理料の精査が緩く、反省を促すため、一旦予備費に編成し、必要なら執行権をもって必要な額だけ増額できるようにした。

以上です。

○議長 これでは提出者からの修正動議案の説明を終わります。

これから、修正動議案に対する質疑を認めます。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 今、提出をされた修正動議案、今ここで理解しろといっても、理解不能でございます。何が何やら分かりません。議会は一昨年12月議会におきまして、指定管理業者を選定いたしました。それを受けて、昨年3月議会において、債務負担行為を含めた3年間の予算を認めております。地方公共団体の最終意思決定機関である議会が、一度議決した予算を根拠もなく修正するわけにはまいりません。したがって、ただいまの修正案には反対でございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 以上で、修正動議案に対する質疑を終結します。

それでは、この動議案に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

まず、大野直孝君から提出された修正案について採決をいたします。この修正動議案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。したがって議案第22号、令和6年度仁淀川町一般会計予算の修正動議案については、否決されました。

それでは、原案について挙手により採決します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。したがって議案第22号、令和6年度仁淀川町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第23号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第24号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第25号、令和6年度仁淀川町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第26号、令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第27号、令和6年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第28号、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第29号、令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第30号、令和5年度 道路メンテナンス事業 町道大崎向口線(大崎橋)橋梁修繕工事請負契約の一部変更については、原案どおり可決されました。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第31号、権利の放棄については、原案どおり可決されました。

日程第3、発議第6号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第6号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第6号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案どおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第6号については原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

続いて、発議第7号、訪問介護事業所への支援を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第7号についても、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第7号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第7号については原案どおり可決されました。可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事業の調査事項について仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申

出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

以上で本会期の日程は全て終了しました。竹本文直君。

○7番 動議を提出したいと思いますが、理由を述べてよろしいでしょうか。

○議長 どういうものかばあ言うてもろうて、後で理由をというように順序立てて言ってください。

○7番 岡田議員、大野直孝議員の令和4年12月議会から今日までの言動は、議会議員としての職務を外れ、議会の存在そのものを否定するような言動であると思います。これは懲罰に値すると考えます。懲罰委員会を立ち上げることを提案をしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいま、竹本議員より、懲罰についての動議が提出されました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1名以上の賛同者がおられますので、この動議案を議題として、提出者の説明を求めます。竹本文直君。

○7番 先ほど理由で述べたように、この両名の議員の令和4年12月議会からの言動については、非常に議会議員としてのモラル、町民の範となるべき議会議員としての行動、職務を外れた言動であるというふうに思います。議会の存在そのものを否定するような言動は厳に慎むべきだというふうに思います。

懲罰の事由としては、秘密会の内容を他に漏らした場合、これは標記、97-2ということになっていますが、これは秘密会ではなかったですが、議会に提出された企業の内部文書を議会の承認なしに、外部へ漏らしております。無礼の言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言動がありました。他人の私生活にわたる言動、まさに今日の質問の中にもありましたけれども、一企業の決算内容についての質問は、議員としての職務の権限を超えておるというふうに理解をします。一企業であっても、法律上は個人として考えられています。議会の個人情報保護法の中にも、明記をされております。

議長や委員長からの発言の取消しや禁止、これは法の129ですけども、議会運営委員会の中で非常に議論をしてきました。私は、彼ら2人の一般質問する内容については、議員としての権限を外れているので、それはやめるではないかということを再三申し上げてき

ましたが、全く理解をしようとしません。このようなことが続いていくと、本当に町政の停滞にもつながってくる、そのように感じます。いろいろ委員会を立ち上げて精査すれば、ほかにも出てくると思いますけれども、ぜひ、私の提案を理解していただいて、懲罰委員会を立ち上げて、議員として、議員の職務はどこにあるのか、議員の権限はどこにあるのかというのを精査、議論をして、もし彼らの言動が懲罰に値するとなれば、それなりの議会としての態度を決めるべきというふうに考えますので、よろしく取り計らいをお願いします。

○議長 これにて提出者からの動議案説明を終わります。

この動議では、大野直孝議員と岡田良成議員は除斥の対象となりますので、一時退席となります。

暫時休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時04分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

除斥を。

これから、動議案に対する質疑を認めます。質疑はありますか。片岡智準君。

○6番 先ほどの説明の中で、議員が、民間企業の内容で、財務状況を外部に漏らしたという言い方やったんですけれども、私が聞いている範囲では、あれはあくまでも個人で情報公開をお願いして、情報開示をしてもらった、それによって出したと、一個人がやったようにしか私は聞いておりませんので、議員として、その立場を利用してやったとか、そういうようなことであれば、いま一度、情報開示をした経緯を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 私が問題にしているのは、岡田議員が配ったビラです。の裏に、支出の部で累計表ということで、平成29年度、平成30年度から令和3年度までの5年間の財務内容の明細であります。この5年間の財務内容がなぜ出てきたかというのと、令和4年度の11月の全員協議会の中で、多分、たしか岡田議員からの要望だったと思いますが、議会として提出するよう要請するという話があって、その場で全員協議会が出されたものだと私は理解しています。実は、個人情報に関する件は、議会の個人情報保護条例にも書かれていますけれども、これを持ち出してはいけないと。どうしても議会の審議上必要な書類は請求はでき

るが、それを外へ持ち出してはならないというような規定もあります、実際のところ。これを出す以上は、議会へ執行部から提出された文書ですので、議会に諮って、これを公表してよろしいかどうかということも諮って、その上でのことなら理解できますが、全くそうではないというふうに思います。その証拠に、令和4年度の分について開示請求をしたら、本人には黒塗りで提出されたということで、ここへ書いています。

町民バス管理業務に係る委託料として仁淀川町から受領し、管理業務に支出した福利厚生費、交際費、旅費、交通費、保険料、修繕費、車検、修繕費、雑費の支出関係全ての書類、関係書類、そして協定書第27条に係る調査もしくは報告を求めた事実が確認できる書類全てを出したけれども、開示されなかったと。

これは今年の令和5年1月19日です。開示しない理由として不存在ということで、多分黒塗りで、出されたんだろうというふうに思います。一般の人は、開示請求をして、資料請求した場合は、個人情報黒塗りで出るはずですが、それをこの詳しい数字が出てきたというのは議会の要請があったからこそ出てきたものであって、それを勝手に持ち出しておるというふうに私は理解しております。そういうことです。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

午後 0時10分 休憩

午後 0時22分 再開

○議長 小休から正会に復します。

質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 先ほど、私は動議の中で、懲罰委員会という言葉を使いましたが、訂正をさせていただきたいというふうに思います。懲罰委員会でなしに、1年数か月にわたる両名の言動についての調査特別委員会を立ち上げたいと思います。

その理由は、先ほどの理由に加えて、岡田議員が配った、納得いかん、町民の税金が使われているというチラシであります。この内容を読むと、それこそ議会そのものを否定する内容であると思うし、個人情報保護法に反する行動をしている。そして、令和5年度総務教育民生常任委員会、令和5年5月8日に開かれましたが、この内容については、3者の癒着と思われるというような言葉を使っております。これは非常に大きな問題だというふうに考えますので、ぜひ特別委員会を立ち上げて、懲罰に値するのか否かということも審議してほしい。

それと、議員の職務とは何かということを基本に戻って、勉強し直してほしいというふうに私は思いますので、取り計らいよろしくをお願いします。

○議長 大野直孝君。

○5番 私も議会を一時期外れとったんで、理解が足りんかもしれんですけど、ちょっと確認したい。今、竹本議員が調査特別委員会と言われました。この対象に議員を選んどる。大野直孝と岡田良成ということで、私の認識では、町に対して調査特別委員会はあり得るが、議員個人に対しての調査特別委員会というのは、昔は認めてなかったんじゃないかと思うんですけど、その辺の確認はいかがでしょうか。

○議長 その発言等の分と、文書を配布したというようなことでありますので、それについての調査を行うと、委員会を立ち上げるということですので、そういうことですので、調査をした上で判断するというので、以上、そういうことに対する質疑等でありましたので、ほかには別にないですか。岡田議員。

○1番 先ほど、今、竹本議員からも懲罰委員会と、訂正してこういう委員会をこしらえると、こういうことのお話がありました。そして、具体的の中に私が配布をした、癒着があると、こういうことで話がありましたけども、この下に書いている前文は、もう1回読み上げますけども、執行部と、指定管理者の社長と、議員6名、9名ですか、会があったと。その中の最終的な段階の中で、総務課長は、条例は改正後できるので、2年後にどういう仕様であるか示しておかないかと。これも全部議事録からの言葉です。

町長は、契約の方法というか、決め方ですよ。社長は、はい。町長はプロポーザルでやるか、入札でやるか。社長、はい、まあと。そしてまた議長、それについてはちょっと、社長も大体の話を聞いてもろうと。その話はまた会長がおるときに言っていると。これちょっと分らんのですけど、特にこれ言っていることが分かりません。これ語尾をそのまま書いていますので。ということで、これ議事録のものなんですよ。

私は議会議員として、今回も随分悩みました。さっきちょっと申し上げましたけども、私は、この問題は、町長から業者を探してくれと。これはもう全部。

○議長 岡田議員、その話は、それで調査をやるという話なんで、そのときにまたお聞きします。今、言うても。

○1番 だから、やってもらったらいい。そやけど、今も言うことに対して、ここで言うておかないと、後でテレビまで言わないと、これはいかんと。だから、私は、議会議員の責務として、こういうことを依頼されたと。だから1年以上、約2年ですよ。そういう勉

強をしまいにしました。昨日これも全部、高知県警も言っています。町長の話も全部通します。いろんな問題言うています。だからこれは、お互いにさっきも申しあげましたけれども、見解の相違があると。だから県を呼んで、勉強会をするというのも前提において、委員会やってもらいたい。

○議長 その辺にさせていただきます。その件については、調査特別委員会を立ち上げて調査をするということなんで。

○1番 ぜひやってください。

○議長 以上で調査特別委員会の議案に対する質疑を終結します。

討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、調査特別委員会の議案の採決をいたします。この動議案に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。したがって、調査特別委員会の議案については可決されました。

以上です。

委員については、どのようにしましょうか。竹本文直君。

○7番 先ほど申したとおり、当事者2人を除いた8人で委員を構成します。もちろん、この特別委員会の中で、当事者2人の意見も聞く場を設けるべきだというふうには考えております。

以上です。

○議長 ただいま、竹本文直君から、委員については2人を除いた残りの8人ということでございますので、それにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後 0時32分 休憩

午後 0時33分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの調査特別委員会の委員会について、閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

この調査特別委員会についても、閉会中の継続審査、調査を行ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議ないものと認めます。

以上で本日、本会期の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和6年第2回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午後 0時34分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員